

令和5年度 川越市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書

この説明書に記載された内容についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。不安な点は、医師にご相談ください。予防接種を受ける際には、「予診票」を正確に記入してください。ご自身の情報を正しく医師に伝えた上で問診及び診察を受けることで、より安全に予防接種を受けることが出来ます。なお、**肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける法律上の義務はありません**ので、自らの意思で接種するかを決めるようにしてください。

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。肺炎球菌ワクチンは、約90種類ある肺炎球菌のうち、頻度の高い23種類の肺炎球菌について予防するものです。そのため、すべての肺炎を予防するものではありません。

1 対象者

接種日時時点で、川越市において住民基本台帳に登録がある、①または②に該当する方（過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方を除く）

① 接種時年齢が令和5年度において下記の各年齢となる方

- 65歳：昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の方
- 70歳：昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の方
- 75歳：昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の方
- 80歳：昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の方
- 85歳：昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の方
- 90歳：昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の方
- 95歳：昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の方
- 100歳：大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の方

現在のところ、この機会を逃すと、**定期接種として助成を受けて接種することが出来なくなります**ので、ご注意ください。



川越市マスコットキャラクター ときも

② 接種時年齢が満60～64歳の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する、身体障害者手帳1級相当の方。（※詳しくはお問い合わせください）

2 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、市と委託契約を結んでいる医療機関（委託医療機関）です。

- ・市内の委託医療機関…『健康づくりスケジュール』の委託医療機関一覧を参照してください。
- ・市外の委託医療機関…接種前に健康管理課に電話で確認してください。

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 予防接種の受け方

- ① 委託医療機関に予約をする。
- ② 説明書をよく読み内容を理解してから、接種当日の健康状態等について予診票を記入する。
- ③ 医師の問診や診察、予防接種についての説明を受ける。
- ④ 予診票の同意書部分に氏名を記入する。
- ⑤ 医師が接種可能と判断したときは、筋肉内又は皮下に肺炎球菌ワクチン0.5mlを1回接種する。

5 費用

接種後、**委託医療機関に5,000円をお支払いください。**

- ※ 生活保護受給世帯の方は生活保護受給証、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方は本人確認証を医療機関の窓口
に提示すれば無料になります。その際、医療機関で生活保護受給証等のコピーを取りますのでご了承ください。
- ※ 現在のところ、**公費による助成を受けられるのは1人につき生涯1回限りです。**

6 持ち物

- ① 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）予診票
（予診票は、市内の委託医療機関・総合保健センター健康管理課・市役所市民課・各市民センター・
川越駅西口連絡所で配布しています。）
- ② 健康保険証など、現在の住所、氏名、生年月日を証明できる書類
- ③ 生活保護受給世帯の方は受給証、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方は本人確認証
- ④ 満60～64歳の方は身体障害者手帳や診断書など、対象者に該当することを証明できる書類

7 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 今まで受けた肺炎球菌の予防接種で2日以内に発熱のみられた方。又は、全身性発疹等の
アレルギーを疑う症状がみられたことがある方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症の近親者がいる方
- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

8 予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、明らかに発熱（37.5℃以上）している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック（接種後30分以内に起こる
ひどいアレルギー反応）を起こしたことがある方
- ④ その他、医師の判断により予防接種を行うことが不適当な状態にある方

9 他の予防接種との間隔

接種の間隔には決まりはありませんが、一般的には、肺炎球菌ワクチン接種前に、生ワクチンを接種した場合は27日以上、不活化ワクチン（インフルエンザワクチン等）を接種した場合は6日以上の間隔をあけることが多いです。また、肺炎球菌ワクチン接種後に、他のワクチンを接種する場合は、6日以上の間隔をあけることが多いです。詳しくは、医師に相談してください。なお、コロナウイルスワクチン接種の前後については、上記にかかわらず、必ず13日以上空けなければいけませんのでご注意ください。

10 その他

予防接種を受けた後の注意点や、生じる可能性のある副反応、健康被害救済制度については、予診票3枚目の予防接種済証下部に記載されていますので、接種前に必ずお読みください。

【予防接種に関する問い合わせ】

川越市保健所 健康管理課 予防接種担当 電話 049-229-4123 FAX 049-225-2817